

## 議案第100号

中小企業経営近代化資金融資に関する条例中一部改正の件

中小企業経営近代化資金融資に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和2年3月25日提出

芽室町長 手 島 旭

中小企業経営近代化資金融資に関する条例の一部を改正する条例

中小企業経営近代化資金融資に関する条例（昭和45年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（緊急対策融資）

第7条の2 災害その他非常の事態（以下「災害等」という。）により事業経営に深刻な影響を受けている者に対し、前条に定める融資のほかに、緊急対策融資を行うことができる。この場合において、融資の対象となる災害等及び融資の実施時期については、別に定める。

2 緊急対策融資の条件は、次のとおりとする。

（1） 資金用途 運転資金及び設備資金

（2） 融資金額

1 災害等につき1企業 500万円以内（運転資金・設備資金の合計金額）

（3） 融資期間 運転資金7年以内 設備資金10年以内

（4） 利率

融資を行う指定金融機関の定める利率とする。

（5） 保証料

保証協会の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

災害その他非常の事態に伴う企業業績の急激な悪化に対し、町内中小企業の緊急経済対策として制度融資の充実を図り、企業の安定経営に資するため、本条例を改正しようとするものであります。

中小企業経営近代化資金融資に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(緊急対策融資)</u></p> <p><u>第7条の2 災害その他非常の事態（以下「災害等」という。）により事業経営に深刻な影響を受けている者に対し、前条に定める融資のほかに、緊急対策融資を行うことができる。この場合において、融資の対象となる災害等及び融資の実施時期については、別に定める。</u></p> <p><u>2 緊急対策融資の条件は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 資金用途 運転資金及び設備資金</u></p> <p><u>(2) 融資金額 1災害等につき1企業 500万円以内（運転資金・設備資金の合計金額）</u></p> <p><u>(3) 融資期間 運転資金7年以内 設備資金10年以内</u></p> <p><u>(4) 利率 融資を行う指定金融機関の定める利率とする。</u></p> <p><u>(5) 保証料 保証協会の定めるところによる。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	